

白子町社会福祉協議会

地域福祉活動助成金の手引き

～みんなでささえあう町づくり～



1. 助成金制度の目的

地域福祉活動が活発するにはどうしたらいいのか。そしてみなさまからお寄せいただいた共同募金がもっと白子町住民の為に使われるためにはどうしたらよいか。

以上のことから平成 25 年度から地域福祉活動助成金をはじめることになりました。

この助成金制度は、地域住民が主体となって白子町全体が住みやすくなるための取組みに対し活動費を助成し、地域福祉活動の向上を図っていくことを目的としています。

このような主旨から、助成金の財源には毎年多くの町民、企業等からお寄せいただいた赤い羽根の共同募金と歳末たすけあい募金を活用させていただいています。

2. 助成対象団体と助成金額について

対象となる団体は、白子町の自治会です。

助成金額は、**前年度歳末たすけあい募金世帯数×100円**になります。

※事業総支出と助成金額のどちらか少ない額とします。

3. 助成対象となる事業

助成を受けることで、事業効果が十分に発揮できるものを対象にします。

営利目的は対象外です。主な代表例としては下記のとおりです。

- ・ 自主防災活動
- ・ 子育て支援
- ・ 自治会主体の地域行事・活動
- ・ 地域サロン 等

4. 助成対象とならない経費

管理運営費、機関紙等定期刊行物、飲食、接待、寸志、心づけ、土産等の儀礼的・交際費的経費は対象となりません。ただし、地域行事・活動や、サロンの運営費等例外もあります。

- 例) × 打ち合わせや、宿泊の際の飲食費
× 研修旅行などでのバスガイドなどへの心づけ
× 通常の運営時に必要な人件費や消耗品費等

ただし ○ 地域での交流事業の際の不特定多数を対象とした食材費

○ 高齢者等を対象としたサロン活動の運営費

(個人宅でのサロンの場合、活動分の光熱水費・電話料金の金額が明確なもののみ含む)などは対象となります。

5. 申請の受付期間及び報告書の提出期間

申請年度の4月1日 ~ 交付決定のあった日の属する年度の2月10日

※ 土・日・祝日除く。

6. 事業の対象期間

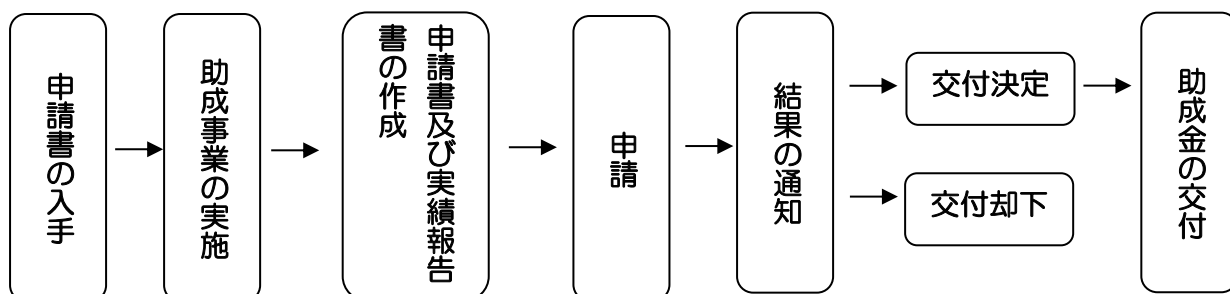
申請年度の4月1日 ~ 交付決定のあった日の属する年度の1月末日

7. 申請に必要なもの

申請は自治会での申請となります。個人ではできません。下記の資料を添付してください。

- ① **別紙申請書及び事業実績交付書**
様式第1号「地域福祉活動助成金交付申請書」
様式第2号「地域福祉活動助成金交付実績報告書」
- ② **事業活動中の写真**

8. 手続きの流れ



9. 助成金であることの明示

助成金の財源は毎年多くの町民、企業等からお寄せいただく赤い羽根共同募金と歳末・地域たすけあい募金を活用させていただいています。そのため、助成事業の実施に際してはその募金を原資とする白子町社協の助成金である旨をご周知していただきますようお願いいたします。

10. 注意事項など

- ★ 助成金の申請に偽り、その他不正の手段により交付を受け、又は申請内容と相違のある使用方法があった場合には、取消や返還などを求めることもあります。
- ★ 実施された当該等助成事業の実績に基づき算出した助成金が、既に交付した金額を下回るときは返還を求めることがあります。
- ★ 申請の際は電話連絡の上、申請書及び実績報告書を白子町社協窓口までご持参ください。
- ★ 審査会結果及び助成金交付事業の実績については、原則として白子町社協事業報告書、白子町社協広報、募金協力団体向けチラシ、共同募金会のホームページ等で公開されます。